

書面3 共通義務確認訴訟の確定判決の内容

出願年度	出願した試験の種別	属性（今回の手続に参加できる対象消費者）		
平成29年度	医学部医学科一般入学試験 あるいは 医学部医学科 センター試験利用入学試験	女性	浪人生 (1浪以上)	高等学校等 コード 51000以上
平成30年度			浪人生 (3浪以上)	

※但し、各出願年度の4月30日までに二次試験の合格判定を受けた者は除く。

入学検定料・受験票送料
送金手数料・出願書類郵送料
特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

受験に要した旅費及び宿泊費

1. 訴訟要件

共通性・多数性の要件
満たしている。

共通性・多数性の要件
満たしている。

支配性の要件

いずれも定型的な費用であり、書証による審理が容易であるから、支配性に欠けるところはない。

支配性の要件

運賃・宿泊料の設定には個別性の高いものが含まれ一般的な資料による立証にも限界がある。また、対象消費者の住居地や交通事情で、宿泊費の相当因果関係が左右される。

個々の消費者の個別の事情に相当程度立ち入って審理せざるを得ず、簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難であり、支配性が認められない。

2. 得点調整に関する説明義務

本件得点調整は…対象消費者を性別、年齢、社会的身分といった属性により一律に不利益に扱うものであり…憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであって、対象消費者との関係で違法である疑いが極めて強い。

出願者は、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず…出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値するものと評価できる。

東京医科大学は、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、その属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負う。

東京医科大学が、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等において、属性の考慮につき事前に説明していなかったにもかかわらず、密かに得点調整を行っていたことは、対象消費者との関係では、不法行為上違法との評価を免れない。

3. 損害及び因果関係

対象消費者の大部分は、属性に基づく得点調整が事前に判明していれば、東京医科大学に出願しなかったものと推認するのが相当である。

入学検定料等は出願に必要な不可欠な費用であり、説明義務違反と相当因果関係を有する損害である。特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用も、弁護士費用と同様に、簡易確定手続において相当因果関係が認められる範囲で損害と認めるべきである。

請求認容
(東京医大は説明義務違反による
不法行為に基づく損害賠償義務がある)

訴え却下
(今回の手続では請求不可)

判決の主文

1 被告が、別紙対象消費者目録1の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料、並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 前記(1)の損害賠償支払義務に係る金員に対する、別紙対象消費者目録記載1の

(1) アの対象消費者については平成29年1月24日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) イの対象消費者については平成29年1月13日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) ウの対象消費者については平成30年1月23日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) エの対象消費者については平成30年1月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

2 原告のその余の請求に係る訴え(受験に要した旅費及び宿泊費に係る共通義務の確認を求める部分)を却下する。

3 訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

別紙対象消費者目録

1 下記(1)のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記

(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

(1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験

イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験

エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

(2) (1)ア及びイの入学試験について

ア 女性

イ 浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

(1)ウ及びエの入学試験について

ア 女性

イ 3浪以上の浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

2 (今回の返金には関係がないため省略)